

京都精華大学外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理規程の運用に関する細則

2001年6月18日 制定

(目的)

第1条 この細則は、「京都精華大学外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理に関する規程」を円滑に運用するために定めるものである。

(在留資格確認)

第2条 京都精華大学(以下「本学」という。)に在籍する学生は、学生グループ長が、在留資格認定等に必要な書類(旅券、在留カードなど)の提出を求めたときには、これに応じなければならない。

(在留資格)

第3条 留学生は、現住所・連絡先等を記載した書類(学生身上カード、留学生身上書など)を、毎年度学生グループ長に提出しなければならない。

2 前項の書類について記載内容に変更が生じたときは、その都度速やかに同様に届け出なければならない。

(再入国)

第4条 留学生が一時帰国その他の理由で離日しその後再入国しようとするときは、原則として、離日期間や離日中の連絡先等について、事前に学生グループ長に届け出るものとする。

(除籍等の手続)

第5条 在留資格失効等の理由によって留学生を除籍する場合は、学生生活委員会および教授会の議を経て、学長が行うものとする。

(入管照会への対応等)

第6条 留学生が在留資格更新の申請を行う際に、法務省入国管理局(以下「入管」という。)が、修得単位数不足等を理由として即座にこれを許可せず、当該留学生本人および本学に対して理由書の提出を求められた際の対応については、以下の各号によるものとする。

- (1) 当該留学生の修得単位数が第2項に掲げる基準修得単位数を上回る場合は、学生グループ長は、当該学生が所属するゼミ担当者および専攻コース担当教員等と協議し、学長名の理由書を作成するものとする。
- (2) 当該留学生の修得単位数が第2項に掲げる基準修得単位数を下回る場合は、学生グループ長は、当該学生に関わる理由書提出の是非を教学グループ長と協議の上判断するものとする。

2 前項の基準修得単位数は、留学生奨学金選考委員会が定める当該年度奨学金選考基準単位数の2分の1とする。

(留学生受入れの適正化)

第7条 本学は、法務省および文部科学省が定め留学生の適正な受入れ(平成12年1月24日文部省通知)について自助努力し、もってそれに見合った適正校が享受できる入国・在留資格手続の簡素化により、本学の留学生全体の利益に資するものとする。

この目的のため、本学は法務省の指導により次のことを定める。

- (1) 学生グループ長(または、その依頼を受けた教職員)は、留年もしくは休学する者を含め成績または出席状況の良好でない留学生については、学業放棄等に陥らないよう生活面等を含めた改善指導を行う。
- (2) 学生グループ長は、資格外活動許可の違反事項等について留学生に周知・指導を行い、違反防止に努める。
- (3) 学生グループ長は、退学(転校を含む。)し、または除籍された留学生ならびに6ヶ月以上住居および連絡先が不明な留学生について、法務省所定の用紙により、年1回毎年6月末までに入管へ報告する。
- (4) 学生グループ員は、入国・在留審査手続について習熟するための研修を受け、原則として申請取次者の資格を取得するものとする。
- (5) 学生グループ員は、入管の審査担当者との情報交換を密にし、日頃から留学生の適正な入国・在留に向けた協力関係を築くよう努める。
- (6) 学生グループ員は、留学生が本学における学習を継続するために必要な措置を講ずるために、随時、関係部署と協議する。

(協議)

第8条 (削除)

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2001年6月18日に制定し、同日より施行する。
- 2 2009年3月23日に改定し、2009年4月1日より施行する。
- 3 2015年4月20日に改定し、同日より施行する。
- 4 2017年3月27日に改定し、2017年4月1日から施行する。